

宗像地区事務組合における障害者活躍推進計画

令和2年4月1日

宗像地区事務組合組合長

宗像地区消防本部消防長

宗像地区事務組合議会議長

宗像地区事務組合代表監査委員

宗像地区事務組合公平委員会委員長

宗像地区事務組合における障害者活躍推進計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第7条の3第1項の規定に基づく障害者活躍推進計画である。

1 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

※計画期間中改正の必要が生じた場合には、見直しを行います。

2 宗像地区事務組合における障害者雇用に関する課題

宗像地区事務組合事務部局においては、現在、プロパー職員は2名で、新規職員の採用はせず、構成市2市（宗像市・福津市）からの派遣職員により業務を担っていく決定がなされている。

宗像地区消防本部の任命権者は消防長で、在職する職員は、法第38条に規定する除外職員である消防吏員のみで、事務吏員は在職しておらず、障害者の募集・採用は行っていない。

3 目標

（1）採用に関する目標

消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員であることから、障害者雇用率の目標を設定しない。消防吏員については今後も障害者に限定した募集・採用を行うことは困難と考えるが、障害者の雇用の促進に関する理解を促進する。

会計年度任用職員については、募集条件に身体基準を設けないこととする。

（2）定着に関する目標

離職者なし（今後、障害者である職員の定着状況を把握予定。）

4 取組内容

（1）障害者の活躍を推進する体制整備

ア 障害者雇用推進者として事務局総務課長を選任する。

イ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させる。

ウ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、中途障害者として身体障害者となつた職員が在籍することとなった場合は、総務課に障害者である職員の相談窓口を設定

し、庁舎内提示版等を利用して周知する。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

中途障害者として身体障害者となった職員が身体障害等により従来の業務遂行が困難となった場合、又はその相談があった場合は、円滑な職場復帰のために必要な職務の選定、負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等について検討する。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 相談窓口への相談のほか、人事評価面接の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの意見を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

イ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場を拡大推進する。